

厚生科学審議会 疾病対策部会
臓器移植委員会（第81回）

令和8(2026)年8月26日

資料 2



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

臓器提供体制の強化に係る方策の検討について

第81回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- ・ 臓器提供施設における脳死下臓器提供のプロセス及び課題

臓器提供施設における脳死下の臓器提供のプロセス及び課題に関して

- これまで、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制整備について議論を行い、とりまとめに基づく取組を進めている。
- これらによる体制整備が一定程度進むことを想定し、今後は脳死下における臓器提供のプロセスの中でも、特に臓器提供施設の部分に関して、ヒアリングや臓器提供施設等へのアンケート調査などを通じて更なる課題の分析を進めていく。

仮説

課題①：脳死下臓器提供を実施できる体制がない施設に対する施策を検討する必要があるのではないか。

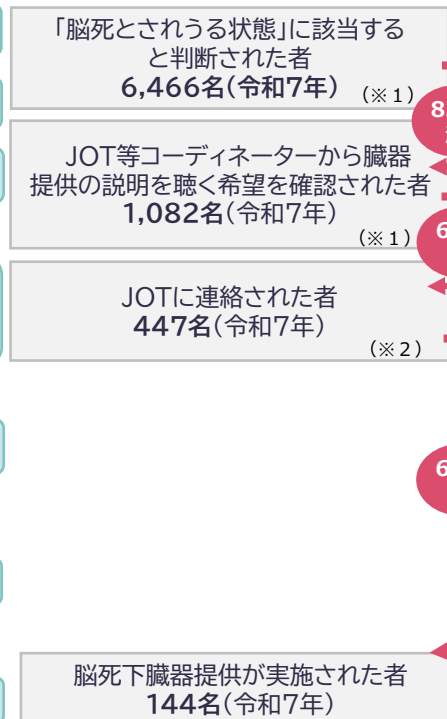
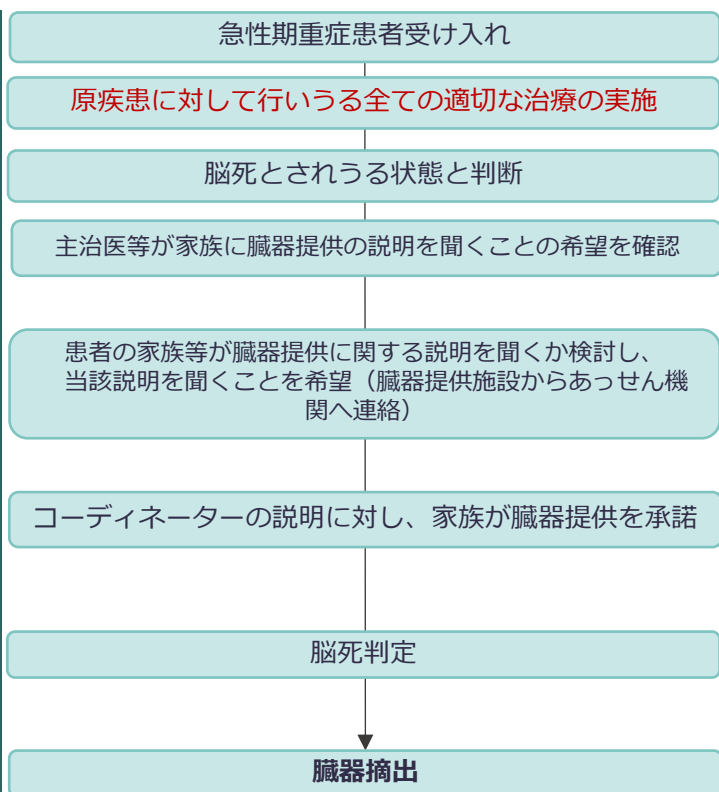
課題②：医療者の負担を軽減しつつ、対象者への臓器提供に関する情報提供が確実に行われるような施策を検討する必要があるのではないか。

課題③：国民の臓器移植に係る理解を促進させるとともに、意思表示率の向上に繋がる普及啓発を進める必要があるのではないか。

脳死下の臓器摘出にいたるプロセス（臓器提供施設部分抜粋）

想定される臓器提供に至らない理由等

臓器提供施設



- 搬送先の医療機関において脳死下臓器提供を実施できる体制がない。（課題①）
- 主治医等に臓器提供に関する情報提供のタイミングや説明方法に関する十分な知識や経験がないこと等から、情報提供を行っていない。（課題②）
- 臓器提供に関する意思表示をしておらず、家族が本人の意思を把握していなかったことから、臓器提供に関する話に及ばなかった。（課題③）
- 患者が医学的理由等から臓器提供に適応しないと判断された等

- 家族の心理的負担の大きさや臓器移植に関する理解不足等により、検討が進まなかった。（課題③）
- 家族が臓器提供の説明を聞くことを希望されなかった等

- 複数事例対応のためJOT等コーディネーターが対応できず、あっせんに至らなかった（対応中）
- 移植実施施設の体制により、成立せず中止（対応中）
- 医学的な理由等により臓器提供に至らなかった
- 「臓器を提供しない」意思表示していた等

（※1）令和8年3月31日時点における5類型施設（922施設）に対して実施した調査において、有効回答施設（920施設）の回答を集計したもの。

（※2）公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて保有しているデータを集計したもの。令和7年1月1日から12月31日において受診したドナー情報に関するデータ。

臓器移植委員会においていただいた主な御意見

- 第81回臓器移植委員会(令和8年7月15日)において、委員からいただいた主な意見は以下のとおり。

主な意見

※主な御意見を事務局で整理した。

- (公財)日本医療機能評価機構の病院機能評価【一般病院】における評価項目の中に、「臓器提供に関する意思の確認と対応」に関する項目が設けられていることから、臓器提供施設に限らず、急性期病院等においては適切な対応がすでに求められているということを周知していくべきである。(絹川委員長、坂本委員)
- 脳死下臓器提供体制整備の意向がない施設に対するアプローチとして、脳死下臓器提供目的の転院搬送という対応が考えられる。当該搬送も様々なパターンがあるということを周知していくべき。(絹川委員長)
- 臓器移植を恒常的に進めていくためには、若手医師への理解の促進や、重点的な教育が重要である。(秋山委員、外園委員)
- 令和7年度移植医療に関する世論調査で、イベントを通じた普及啓発は限定的というデータがあったことから、デジタル広告をより活用した周知啓発に注力していくべき。また、映画開始前の宣伝など、人が必ず一定の間見なければならない広報材料が効果的。(見目委員)
- 諸外国における制度や取組を日本と比較・分析し、それを周知していくことで国民的議論が高まるのではないか。(笠原委員、境田委員)
- これまで臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制強化に係る取組を進めているが、今後中期的な目標を立てて、何件になったらどうなるかというようなシミュレーションを行うべき。(磯部委員)
- 医療者教育も含めて、臓器提供体制の整備を進めていくべきだが、あくまで臓器提供は善意の意思に基づくという意識を持ってもらうなど、慎重に進めるべき部分もある。(境田委員、川口委員)

【参考①】 5 類型施設へのアンケート調査に関して

- 臓器提供施設の課題等を把握するために、臓器移植法ガイドラインにおける5類型施設(※)を対象にアンケート調査を実施した。

1. 調査概要

(1) 調査対象 (回答施設数／調査実施施設数)

- ①令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設 (28/28)
- ②令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業における連携施設 (165/203)
- ③①②を除く5類型施設で令和5年度から7年度において脳死下臓器提供を複数事例実施した施設 (42/46)
- ④上記以外の5類型施設 (328/645)

(2) 調査方法：Microsoft Forms (メールで各施設の担当者に回答リンクを送付)

(3) 調査時期：令和8年6月11日～令和8年7月3日

2. 調査項目 (調査対象施設)

- ・脳死下臓器提供目的の転院搬送に係る受入に係る希望等 (①、③)
- ・脳死下臓器提供目的の転院搬送に係る送り出しに係る希望等 (④)
- ・臓器提供に関する情報提供の実施状況等に関して (①、②、③、④)
- ・諸外国に比べてドナー数が少ない原因に関して (①、②、③、④)
- ・その他、臓器提供施設連携体制構築事業に係る事業内容に関することや、認定ドナーコーディネーターに対する御意見等について

【参考②】 諸外国と比較して臓器提供件数が低い要因（5 類型施設へのアンケート調査結果）

- 医療機関の視点から、諸外国と比較して、我が国における人口あたりのドナー数が少ない原因がどこにあると考えられるかについてアンケート調査を実施した。（自由記載）
- 回答としては、臓器移植に係る普及啓発が足りていないこと、脳死とされうる患者の家族等に対する臓器提供の情報提供が足りていないこと、臓器提供に係る業務負担が大きいことという意見が多かった。主な意見の内容については以下のとおり。

主な意見

※5類型施設からの主な御意見を事務局で整理した。

【臓器移植に係る普及啓発が不足しているという意見】

- 臓器提供に関する意思表示をしている方が少なく、意思表示がないと家族等が臓器提供に関する決断をするのに負担に感じている印象がある。
- 脳死とされうる患者の家族等が臓器移植についての基本的な知識が不足していることが多く、仮に臓器提供に関する情報提供をしたとしても、そこからの検討が進まないことがある。
- 医療者が臓器移植を理解していないことが多く、終末期医療も含めた理解の促進が必要なのではないか。

【臓器提供に関する情報提供にあたって医療者の負担が大きいという意見】

- 臓器提供に関する情報提供を行うにあたって、ご家族の心情を推し量るのが難しい。
- 臓器提供に関する情報提供にあたって医療者の心理的な負担が大きいことから、情報提供がされていないことが多いのではないかと。
- 臓器提供に関する情報提供がされない要因として、主治医や診療科の判断に委ねられており負担が大きいこと、また標準化されていないことから説明の方法等にばらつきがあることなどがあげられる。

【臓器提供の実施にあたって医療者の業務負担が大きいという意見】

- 臓器提供に係る業務を担える人員の不足も含めて、特に人員的側面から対応ができない。

【その他】

- 諸外国とは死生観、宗教観や文化的背景が違っていることが大きいのではないかと。

- ・ 課題①の分析（脳死下臓器提供体制が未整備の施設に対する施策の検討）

臓器移植法ガイドラインにおける5類型施設の現状①

厚生科学審議会 疾病対策部会
臓器移植委員会(第80回)

資料1
(導入文のみ
修正)

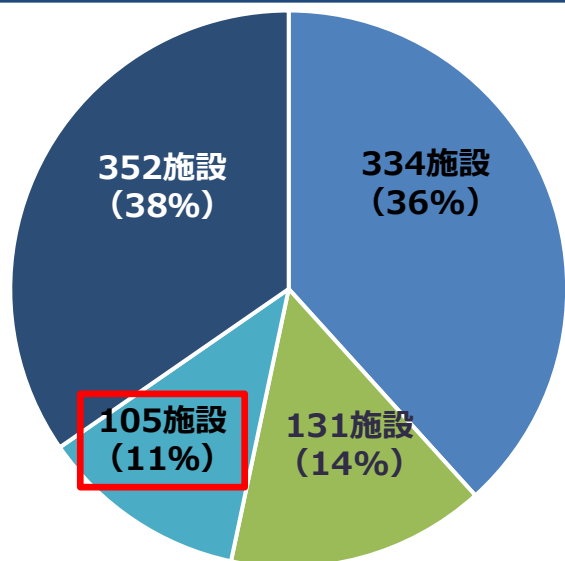
令和8(2026)年7月15日

- 5類型施設(※1) 922施設のうち、脳死下臓器提供体制を整備している施設は465施設、体制未整備で今後整備する予定の施設は105施設、体制未整備で今後整備する意向もない施設は352施設となっている。
- 体制未整備で今後整備する予定と回答した施設の課題は主に「臓器提供に必要な人員が確保できない」、「臓器提供に係る院内マニュアルが未整備」等となっていることから、当該課題等も踏まえて、そのような施設の体制整備を進めていく必要があるのではないか。
- また、体制未整備で今後整備する意向もない施設に関しては、脳死下臓器提供目的の転院搬送も含めて、そのような施設における臓器提供に関する意思を丁寧に拾い上げる施策を検討していく必要があるのではないか。

【5類型該当施設(令和8年3月31日)】

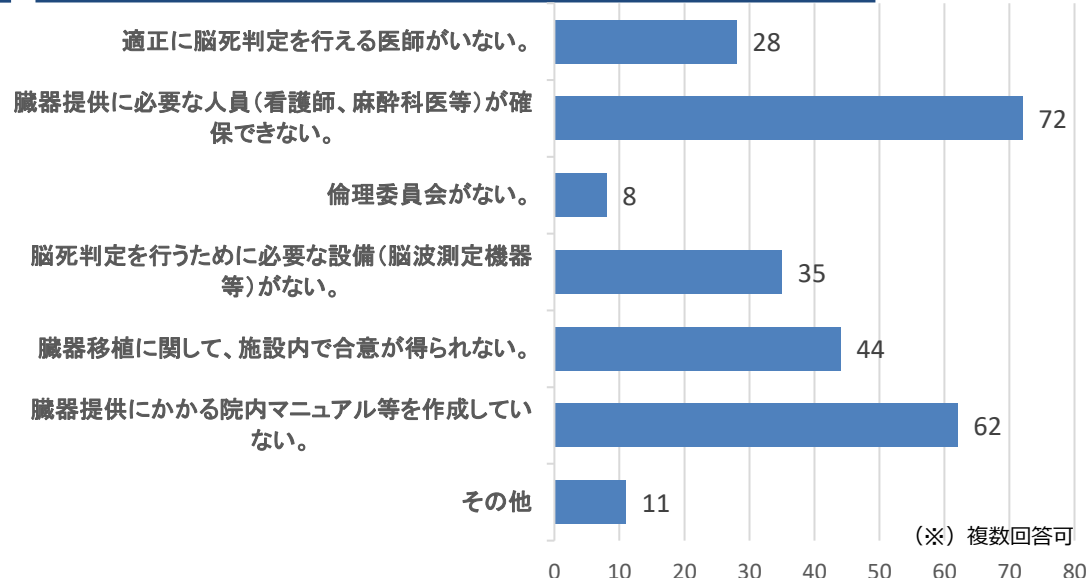
合 計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科学会基幹 施設 又は連携施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
922	172	173	839	313	39

○ 5類型施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設数



- 18歳未満も含め体制が整っている
- 18歳以上の体制のみが整っている
- 体制が整っておらず、今後整備する予定
- 体制が整っておらず、今後整備予定もない

○ これから体制を整える施設の課題(105施設)



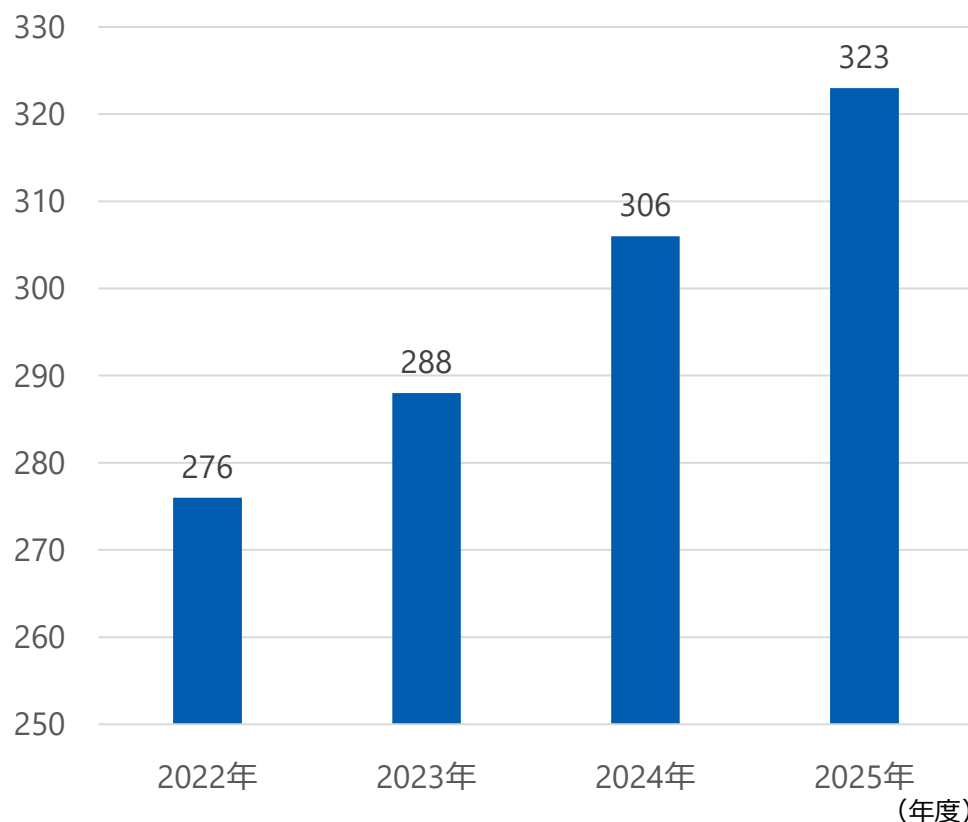
(※1)「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙)の第4の3に規定する施設。臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供を実施できる施設(臓器提供施設)については、5類型施設であり、「臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、施設内の倫理審査委員会等の委員会を通じ、臓器提供に関して承認が行われていること」、及び「適正な脳死判定を行う体制がある」施設に限定されている。

(※2)医療機関等情報支援システム(G-MIS)により、全5類型施設にアンケート調査を実施しており、その回答を集計したものの。

臓器移植法ガイドラインにおける 5 類型施設の現状②

- 脳死下臓器提供の経験のある施設は着実に増加しているものの、5 類型施設（※1）のうち、臓器移植法施行以降に臓器提供を実施した施設は323施設に留まっている。
- さらに、そのうち複数事例対応した施設は225施設（直近3年間で複数事例対応した施設は84施設）に留まっていることから、継続的に臓器提供を行う施設は限られている現状がある。

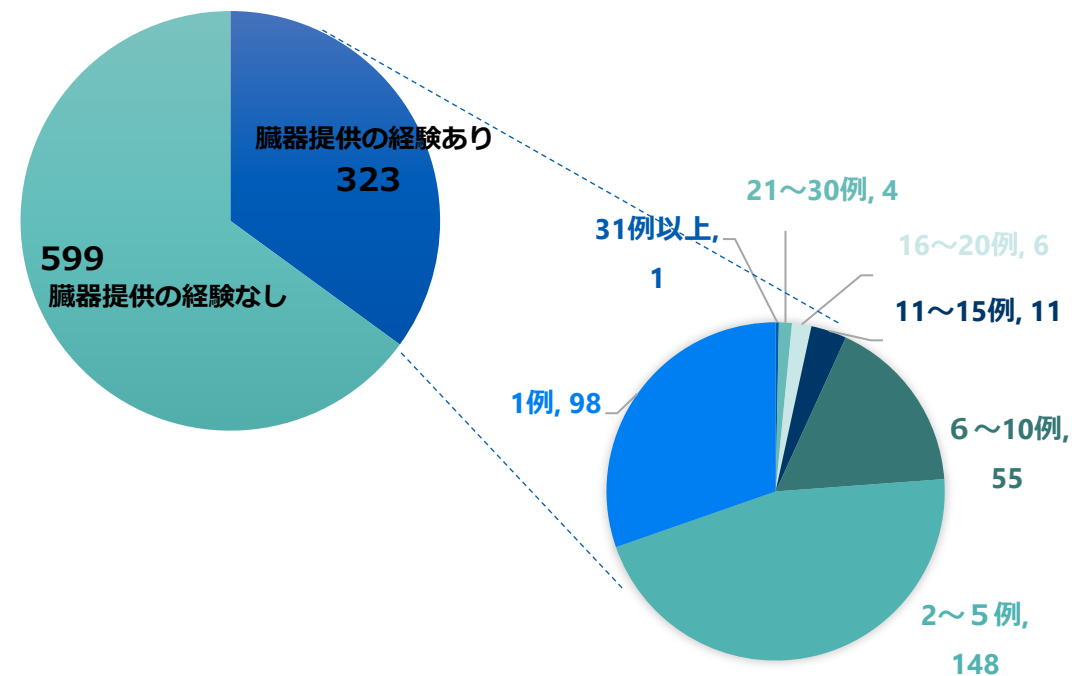
○ 1 事例以上脳死下臓器提供を経験した施設数の推移



（※1）「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）の第4の3に規定する施設。臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供を実施できる施設（臓器提供施設）については、5 類型施設（大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設）であり、「臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、施設内の倫理審査委員会等の委員会を通じ、臓器提供に関して承認が行われていること」、及び「適正な脳死判定を行う体制がある」施設に限定されている。

（※2）公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて保有しているデータを、厚生労働省にて集計したもの。

○ 臓器移植法施行以降に脳死下臓器提供施設経験がある施設数の内訳



【参考】

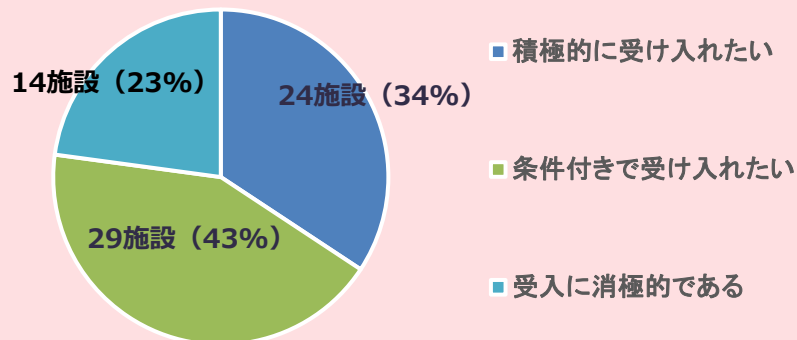
- 直近5年間で臓器提供を実施した施設数
→ **194施設（うち複数事例以上対応した施設は104施設）**
- 直近3年間で臓器提供を実施した施設数
→ **161施設（うち複数事例対応した施設は84施設）**

脳死下臓器提供目的の転院搬送について（5 類型施設へのアンケート調査結果）

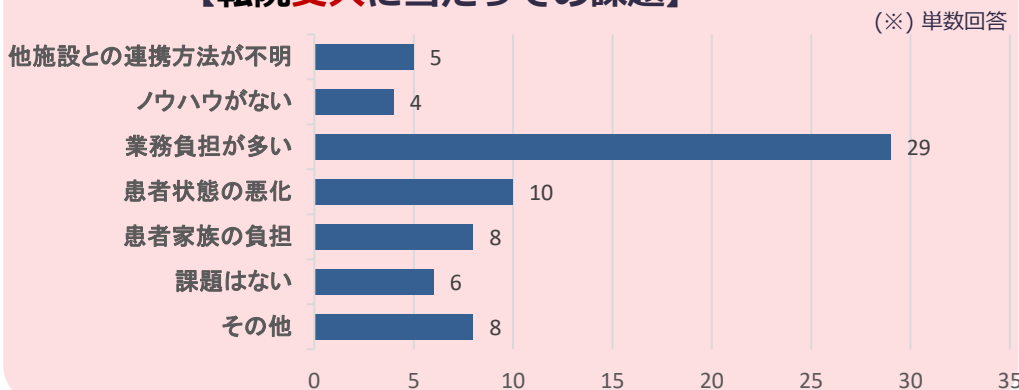
- 「脳死とされうる状態の患者」の脳死下臓器提供目的の転院搬送に関するアンケート調査を実施した。
- 臓器提供の経験が豊富な施設(※1)に対しては、脳死下臓器提供目的の転院搬送の受入の希望有無及びそれに当たっての最大の課題、臓器提供の経験が少ない又は無い施設(※2)に対しては、転院搬送の送り出しの希望有無及びそれに当たっての最大の課題を聞いた。
- 転院搬送の「受入」を希望する施設は約8割程度、「送り出し」を希望する施設は約5割以上となっているなど、希望する施設は一定数いるが、受入に当たっては「業務負担が多い」こと、送り出しに当たっては「ノウハウがない」ことが主な課題となっている。

提供経験豊富な施設

【転院搬送：受入希望】

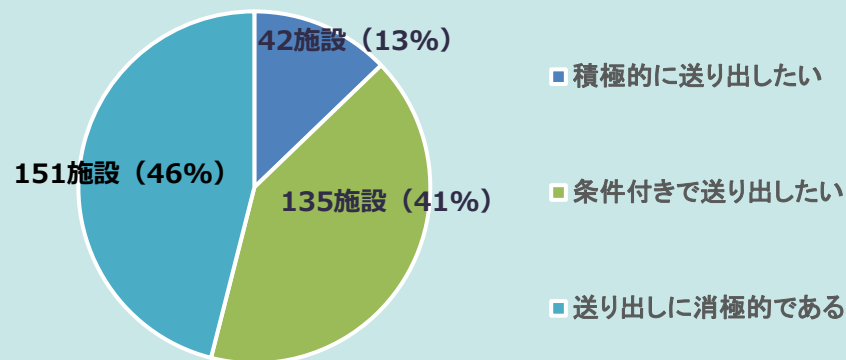


【転院受入に当たっての課題】

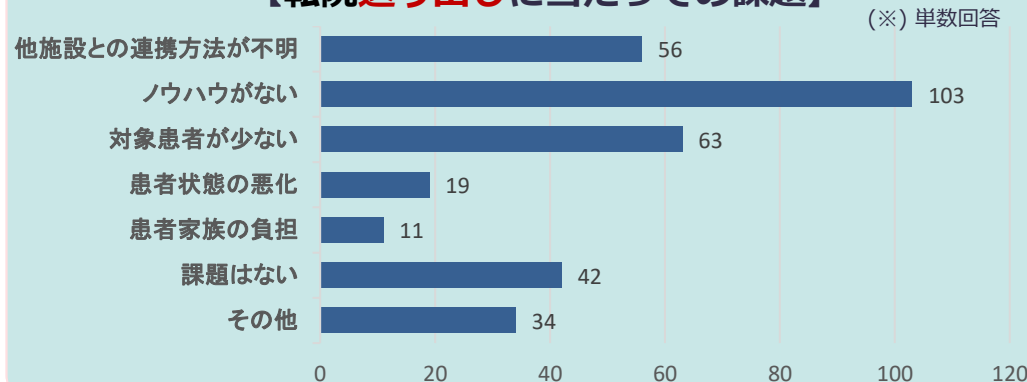


提供経験なし又は少ない施設

【転院搬送：送り出し希望】



【転院送り出しに当たっての課題】



(※1) 「令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設」及び「5 類型施設のうち令和5年度から令和7年度において脳死下臓器提供を複数事例実施した施設」のこと。

(※2) 「令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設」、「令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業における連携施設」及び「5 類型施設のうち令和5年度から令和7年度において脳死下臓器提供を複数事例実施した施設」を除く5 類型施設のこと。

【参考1】臓器提供施設連携体制構築事業

令和8年度予算額 2.8億円（令和7年度：2.7億円）

- 令和元年度より、臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）が、臓器提供の経験が浅い施設（連携施設）に対して平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援する「臓器提供施設連携体制構築事業」を実施している。
- 令和8年度においては、一定の臓器提供実績を有し、主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームを設置しているなど、更なる取組を行っている拠点施設について、「移植医療支援室を有する拠点施設」として認定した上で、国庫補助額を上乗せして交付している。

事業内容

拠点施設

- 〈要件〉
- ✓ 脳死判定が可能な医師が常勤
 - ✓ 脳波測定が可能な検査技師が常勤
 - ✓ 一定の臓器提供実績があること
 - ✓ 院内C Oを中心とした臓器提供対応チームの設置
 - ✓ 本事業に参加しない施設に対して参加を促すなど、地域調整を行う職員の設置



等

平時からのノウハウの共有

- ・3か月に1回程度の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・研修等を通じた、関係職員の育成
- ・主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームを設置し、業務の一部を代行するような体制整備について助言
- ・病院全体の深昏睡患者を恒常的に把握
- ・問診票等により、入院患者の臓器提供に関する意思表示を把握

等

ドナー発生時の支援

- ・連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・拠点施設での臓器提供事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施

等

連携施設

- ✓ 拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓ 拠点施設に対して、体制整備状況等を報告



拠点施設及び連携施設数一覧(※2)

ブロック	拠点施設名 (連携施設数)	ブロック	拠点施設名 (連携施設数)
北海道	北海道大学病院(8)		浜松医科大学附属病院(18)
	八戸市立市民病院(4)		名古屋掖済会病院(9)
東北	東北大学病院(7)	東海北陸	大同病院(2)
	福島県立医科大学附属病院(11)		藤田医科大学病院(9)
	信州大学医学部附属病院(6)		あいichi小児保健医療総合センター(7)
	新潟大学医学部総合病院(6)		京都大学附属病院(17)
	自治医科大学附属病院(6)	近畿	神戸大学医学部附属病院(13)
関東甲信越	東京大学医学部附属病院(11)		兵庫県立こども病院(3)
	国立成育医療研究センター(11)	中国四国	岡山大学病院(9)
	聖マリアンナ医科大学病院(15)		広島大学病院(7)
	東京医科大学八王子医療センター(6)		九州大学病院(11)
	富山県立中央病院(8)	九州沖縄	熊本赤十字病院(7)
東海北陸	金沢医科大学病院(2)		長崎大学病院(5)
	岐阜大学医学部附属病院(6)		鹿児島大学病院(6)

令和8年度 拠点施設数:28施設、連携施設数:230施設

(※1)赤字は「移植医療支援室」を有する拠点施設が追加で実施する事業や要件

(※2)国庫補助の交付申請書を基に、厚生労働省移植医療対策推進室にて作成(令和8年4月時点)

【参考2】脳死下臓器提供への意思が明確であるときの転院搬送について

- 脳死疑いの患者の全身状態は極めて不安定であること等から、脳死下臓器提供目的の転院搬送は控えるべきとされてきた。
- 厚生労働科学研究班の実証実験等も踏まえて、令和7年12月24日付で、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」を改訂し、法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリストを参考にすることで、臓器提供施設または臓器提供施設以外の医療機関から、体制が整備されている臓器提供施設へ脳死下臓器提供を目的とした患者の搬送を容認することとした。

【臓器提供の手続に係る質疑応答集（令和7年12月24日制定、令和8年5月15日一部改正） ※該当部分抜粋】

問5：脳死下臓器提供を目的として臓器提供施設以外から臓器提供施設へ搬送することや、脳死下臓器提供を行う体制が整備されていない5類型施設からより体制が整備された臓器提供施設へ搬送することは、認められるのか。

答： 当施設が脳死判定・脳死下臓器提供を行うことができないやむを得ない事情がある場合、転院搬送を検討する。脳死判定前の脳死下臓器提供目的の転院搬送搬送手段については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日消防救第217号・医政発0630第6号）の趣旨も踏まえつついわゆる病院救急車（※）等の活用を原則とするほか、法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリストや関連学会等より発表されている重症患者の搬送に関する指針等についても、参考にして、家族に対し十分に説明の上実施すること。

なお、搬送にあたっては事前の体制構築が必要であり、地域の実情により想定される地域内での転院搬送に関するマニュアルの作成や、事前のシミュレーションを実施すること。

（※）患者搬送に必要な機器及び医薬品を装備し、担送での患者搬送が可能な道路交通法第39条第1項に定める緊急自動車であって、医療従事者が同乗し、患者を医療機関等に搬送するまでの間、医療を継続し、搬送中の急変等にも対応出来る機能を有した医療機関に属する救急車。

【参考】道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（緊急自動車の通行区分等）

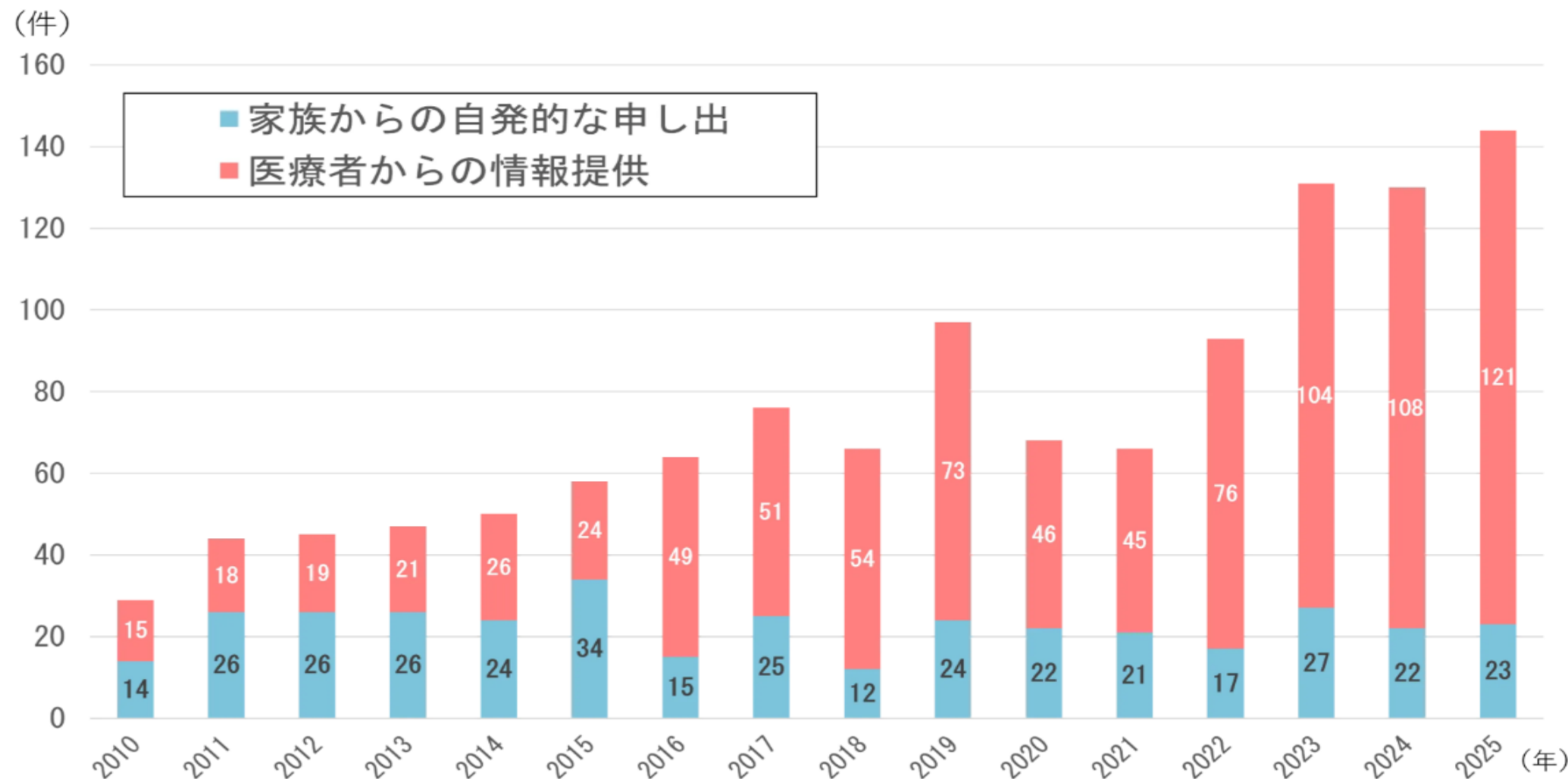
第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

- ・ 課題②の分析（臓器提供に関する情報提供が確実に行われるような施策の検討）

医療者からの情報提供による臓器提供事例数について

- 近年、医療者からの情報提供による臓器提供は約8割を占めており、医療者からの選択肢提示の重要性が示されている。
- 臓器提供施設連携体制構築事業等を通じて、臓器提供の実績がある拠点施設から、実績の浅い連携施設に対して、臓器提供に関する情報提供も含めた教育支援等を行うなどの取組を実施しているが、医療者側から臓器提供に関する情報提供をしていただけるよう、更なる施策を検討していく必要があるのではないか。



(資料) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークのHPに掲載されている資料を引用。

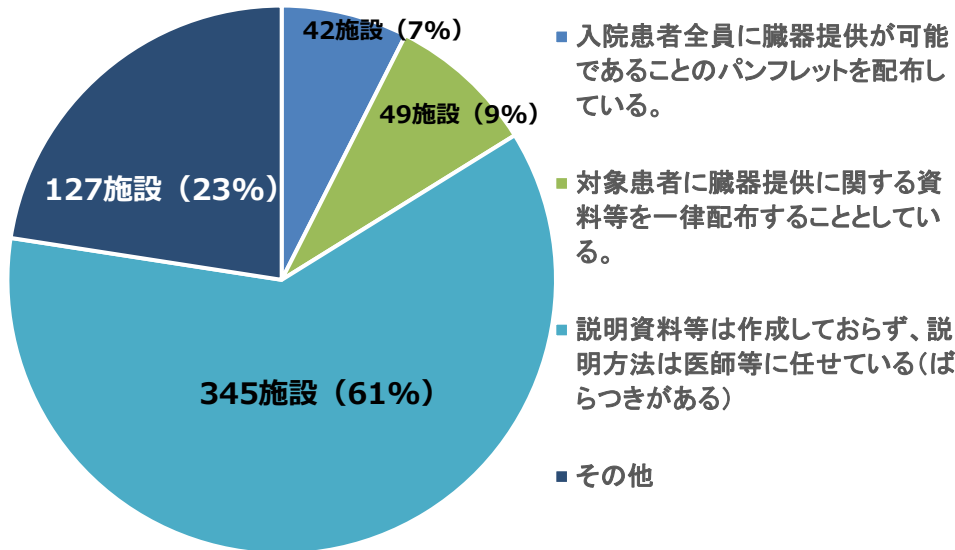
臓器提供に関する情報提供の方法（5 類型施設へのアンケート調査結果）

- 令和8年3月31日時点における、脳死下臓器提供が制度上可能な5類型施設(※)に対して、「①臓器提供に関する情報提供を漏れなく実施するための工夫」、「②臓器提供に関する情報提供の実施の仕方」に関して、アンケート調査を実施した。
- 2割程度の施設では、入院患者全員あるいは対象患者に臓器提供に関するパンフレットや説明資料等を一律配布するなど、臓器提供に関する情報提供を漏れなく実施するための取組をしているが、大半の施設では医師個人や診療科に情報提供を任せていた。
- また、3割程度の施設では医師が医学的説明、院内ドナーコーディネーターが臓器提供に関する情報提供を行っているなど、家族対応に係るタスクシフトを行っているが、半数以上の施設では臓器提供に関する情報提供も含めて、医師個人が行っている。

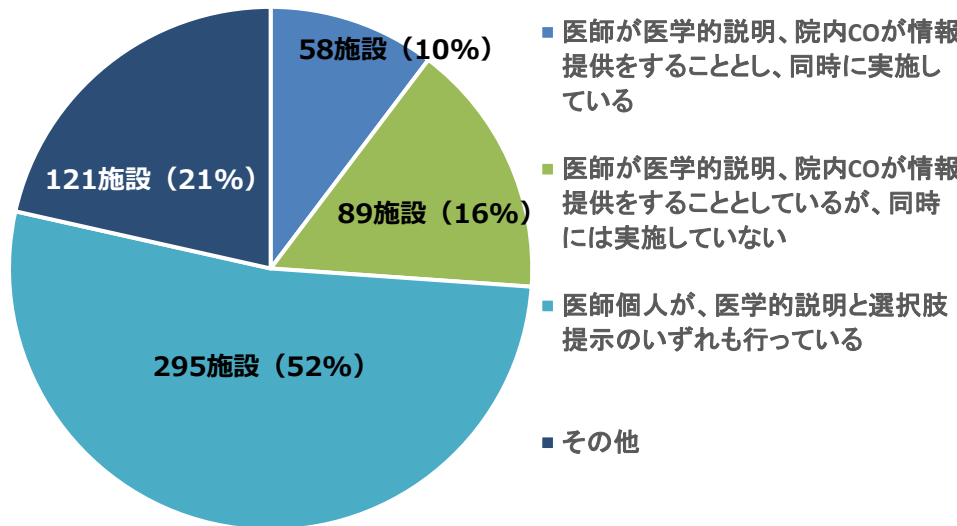
臓器提供に関する情報提供にあたって医療者の負担が大きいという意見

- 臓器提供に関する情報提供を行うに当たって、御家族の心情を推し量るのが難しい。
- 臓器提供に関する情報提供にあたって**医療者の心理的な負担が大きい**ことから、情報提供がされていないことが多いのではないかと。
- 臓器提供に関する情報提供が不足している要因として、**主治医や診療科の判断に委ねられており負担が大きいこと**、また**標準化されていない**ことから説明の方法等にばらつきがあることなどがあげられる。

①臓器提供に関する情報提供を実施するための工夫



②臓器提供に関する情報提供の実施方法



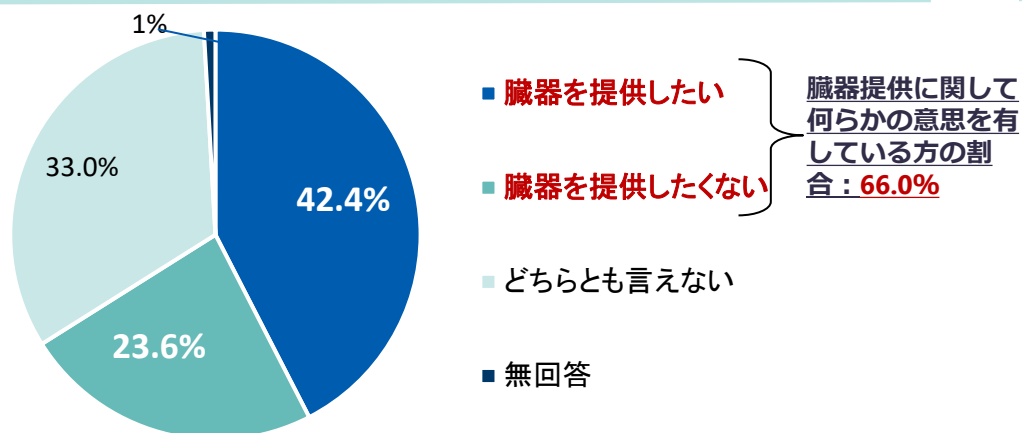
(※)「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(平成9年 10 月8日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙)の第4の3に規定する施設。臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供を実施できる施設(臓器提供施設)については、5類型施設(大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設)であり、「臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、施設内の倫理審査委員会等の委員会を通じ、臓器提供に関して承認が行われており」、「適正な脳死判定を行う体制がある施設」に限定されている。

- ・ 課題③の分析（臓器移植に係る普及啓発の更なる推進に向けた検討）

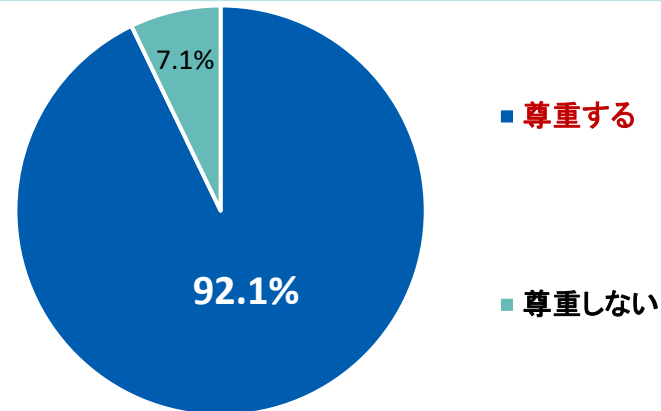
臓器提供に関する意思表示の状況等に関して

- 「移植医療に関する世論調査(令和7年7月調査)」によると、「臓器を提供したい」・「臓器を提供したくない」など、臓器提供に関する何らかの意思を有している方の割合は6割以上となっているが、臓器提供に関する意思表示している方は約2割程度となっている。
- 同調査によると、「仮に家族が臓器提供の意思表示をしていた場合、その意思を尊重すると回答した方の割合」は9割以上、「仮に家族が意思表示をしておらず、臓器提供の決断に負担を感じると回答した方の割合」は8割以上となっていることから、臓器提供に関する意思表示率の向上に向けて、普及啓発の更なる促進に係る施策を検討していく必要があるのではないか。

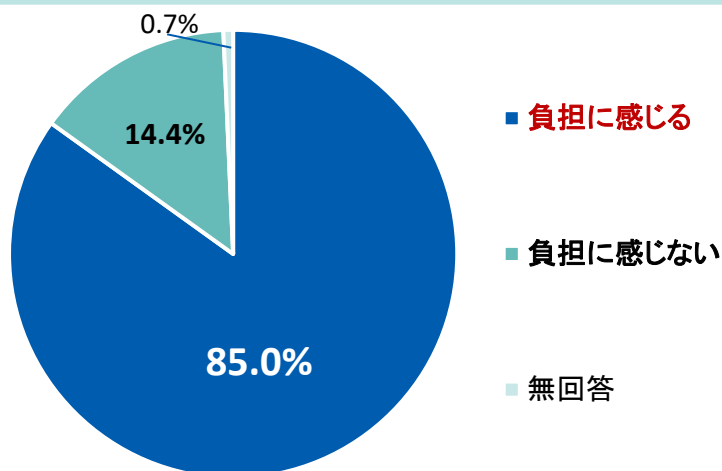
① 仮に自分が脳死等の状態になった場合に臓器提供をしたい人の割合



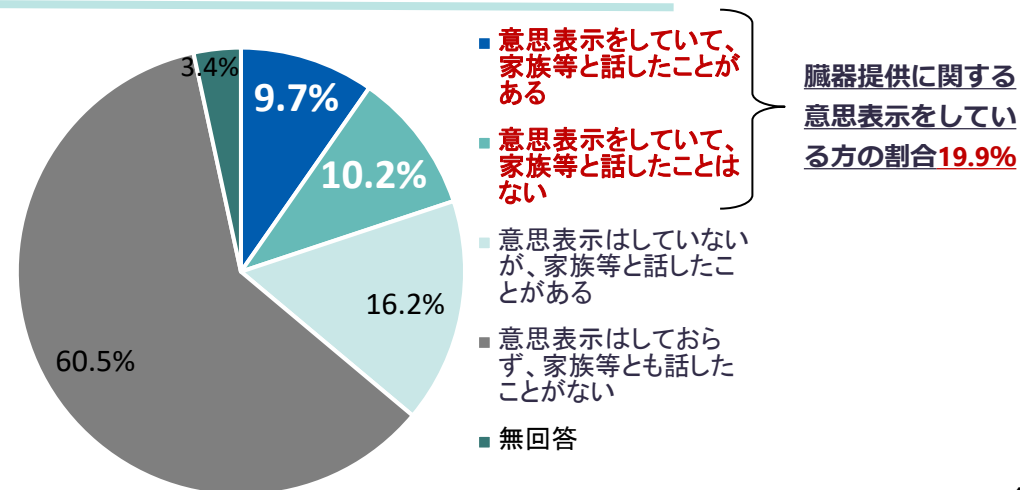
② 仮に家族が意思表示をしていた場合、当該意思を尊重する人の割合



③ 家族の意思表示がない場合、臓器提供の決断に負担を感じる割合



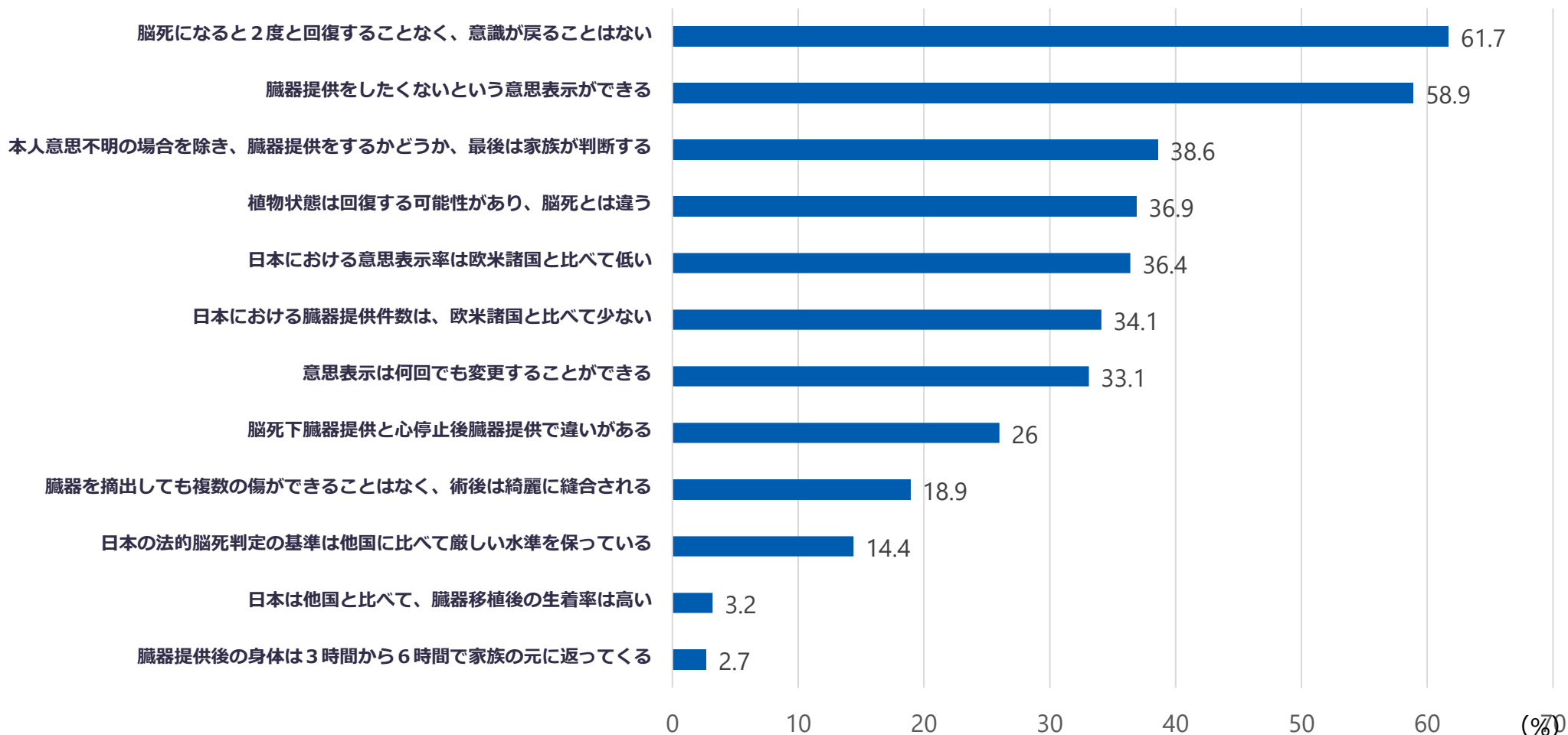
④ 臓器提供に関する意思表示をしている方の割合



臓器移植に関する知識の有無について

- 「移植医療に関する世論調査(令和7年7月調査)」において、臓器移植に関して有している知識について調査している。
- 「脳死状態になると2度と回復することはない」ことを知っている方は約6割程度に留まっているなど、脳死や臓器提供に関する知識が十分に普及しているとはいえない状況にある。
- 家族が脳死下での臓器提供に関する意思決定を行う場面では、限られた時間の中で臓器移植に関する説明を理解し判断することになる。家族の負担軽減の観点から、平時から脳死や臓器提供・移植に関する正確な知識の普及と理解促進を一層進める必要があるのではないか。

○ 臓器移植について知っている情報 (※) 複数回答可



(出典) 内閣府実施の「移植医療に関する世論調査」

【参考①】「移植医療に関する世論調査（令和7年7月調査）」について

1. 調査概要

- (1) 調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者（3,000人）
- (2) 回答数：1,515人（回収率50.5%）
- (3) 調査方法：郵送法（調査票を郵送し対象者が紙の調査票に自ら記載し郵送で回答）（※1）
- (4) 調査時期：令和7年7月17日～令和7年8月24日
- (5) 調査目的：移植医療に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2. 過去の調査実績（※2）

- (1) 「移植医療に関する世論調査」（平成29年8月、令和3年9月に実施）
- (2) 「臓器移植に関する世論調査」（平成10年10月、平成12年5月、平成14年7月、平成16年8月、平成18年11月、平成20年9月、平成25年8月に実施）

3. 調査項目（臓器移植に関する内容のみ抜粋）

- (1) 臓器移植・臓器提供への関心について
- (2) 臓器提供の意思表示に関する認知状況及び意思表示に対する意識について
- (3) 臓器提供に対する意識について
- (4) 臓器の移植を受ける立場になった場合の意識及びそれが臓器提供の意思表示に与える影響

【前回調査（令和3年9月実施）から追加した主な項目】

- ・臓器移植に関心を持ったきっかけに関する質問の中に、SNSに関する選択肢の追加
- ・臓器移植について知っていることに関する質問の中に、臓器提供の実施は最終的に家族などの総意で決定されることや脳死と植物状態の違いに関する選択肢の追加
- ・臓器の移植が必要な患者の立場になった場合を想定した際の意識やそれが臓器提供の意思表示に与える影響に関する質問の追加

（※1）平成29年の調査までは、調査員が対象者の自宅を直訪問し聴取を行う個別訪問面接聴取法にて実施しているが、令和3年9月以降の調査は郵送法で実施しているため、平成29年までの調査結果と単純比較は行わない。

（※2）平成25年までは臓器移植に関する調査のみを実施しており、それ以降は臓器移植に加えて造血幹細胞移植に関する調査も実施。

（※3）本調査の概要は内閣府ホームページに掲載（[移植医療に関する世論調査（令和7年7月調査）](#) | [世論調査](#) | 内閣府）

【参考②】臓器移植に係る普及啓発の取組

- 臓器移植は善意の第三者から臓器を提供いただきはじめて成立するものであることから、国民一人ひとりが移植医療について知り、理解を深めていただいた上で、家族等と話し合うことや「臓器を提供する」、「臓器を提供しない」に関わらず意思表示をしていただけるような普及啓発を進めることが重要。
- このことから、公益社団法人日本臓器移植ネットワークや各都道府県等と連携して、主に以下の活動を実施。

(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- マイナポータルサイトを通じた意思表示の周知
- SNSを通じた臓器移植に関する情報の発信
- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映
- 運転免許証やマイナンバーカード等を交付する際にリーフレットを配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

(2) 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

- 「グリーンリボンキャンペーン」の実施
 - ・ 全国各地の著名なランドマーク・建物をグリーンにライトアップ（令和7年度は全都道府県の316箇所にて実施）
 - ・ 東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示（令和7年10月15日(水)～21日(火)）
- 臓器移植推進国民大会の開催
 - ・ 令和6年度は10月20日（日）に鳥取県で開催
 - ・ 令和7年度は10月26日（日）に大阪府で開催
 - ・ 令和8年度は10月18日（日）に新潟県で開催予定



(3) 臓器移植に関する教育の展開

- 授業実例集の作成：各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催：事例集等の学校での活用法に関するセミナーを定期的に開催

- ・ 課題の分析を踏まえた論点の整理と関係者へのヒアリングの内容等に関して

脳死下臓器提供プロセスにおける課題の分析を踏まえた論点の整理

論点

【論点①】

脳死下臓器提供を実施できる体制がない5類型施設のうち、今後体制整備を予定している施設に関して、**臓器提供施設連携体制構築事業等も含めた、体制整備支援**を進めていく必要があるのではないか。(課題①の分析を踏まえた論点)

【論点②】

臓器提供を実施できない、また実施する意向がない施設に関して、**脳死下臓器提供目的の転院搬送**も含めて、そのような施設における臓器提供に関する意思を丁寧に拾い上げる施策を検討していく必要があるのではないか。(課題①の分析を踏まえた論点)

【論点③】

脳死とされうる状態と判断された者等の家族等に対して、医療者の負担を軽減しつつ、**臓器提供に関する情報提供が確実に行われるような施策**を検討していく必要があるのではないか。(課題②の分析を踏まえた論点)

【論点④】

国民一人ひとりが移植医療について知り、理解を深めるとともに、臓器提供の意思表示率の向上させていく必要がある。移植医療に関する世論調査の結果等も踏まえ、**臓器移植に係る普及啓発の更なる促進**に向けた施策を検討する必要があるのではないか。(課題③の分析を踏まえた論点)

【論点⑤】

課題①～③の解決にあたって、**各地域の特性を踏まえ、地域全体での臓器提供体制の整備**を進めていくことも重要であると考えられる。どこに住んでいても、提供したいという意味が確実につながるよう、各地域の関係者(臓器提供の実績がある施設、臓器あっせん機関や都道府県臓器移植コーディネーター等)が果たすべき役割や連携のあり方等も含めて、**地域における臓器移植の更なる推進**に係る施策を検討していく必要があるのではないか。

上記で整理した論点を踏まえて、臓器提供施設の関係者や移植医療に係る普及啓発活動に取り組んでいる団体等へのヒアリング等を実施し、具体的な施策の検討を進めていく。

関係者へのヒアリング内容等

- 第81回臓器移植委員会(R8.8.26)以降、数回にわたり臓器提供施設の関係者や移植医療に係る普及啓発活動に取り組んでいる団体等へのヒアリングを実施していく。
- 脳死下臓器提供プロセスにおける課題の分析をもとに整理した論点等も踏まえて、各団体に対し、以下の内容に関してヒアリングを実施。

日程	団体等	内容
第81回 臓器移植委員会 (令和8年8月26日)	藤田医科大学病院 移植医療支援室 室長 會田 直弘	・連携体制構築事業の拠点施設として数多くの連携施設の提供体制構築支援をしてきた実績を踏まえ、他施設への教育や支援に係る効果的な取組について。(論点①を踏まえた内容) ・関係機関が果たすべき役割や連携のあり方等も含めて、地域における臓器提供体制を強化していくために取り組んできた内容や、今後必要と考えられる取組について。(論点⑤を踏まえた内容)
	新潟大学医歯学総合病院 救急集中治療医学分野 教授 西山 慶	・脳死下臓器提供を実施できる施設が限られている中で、そのような施設における臓器提供に関する意思を丁寧に拾い上げるための取組について(論点②を踏まえた内容) ・関係機関が果たすべき役割や連携のあり方等も含めて、地域における臓器提供体制を強化していくために取り組んできた内容や、今後必要と考えられる取組について。(論点⑤を踏まえた内容)
	聖マリアンナ医科大学病院 移植医療支援室 室長 縄田 寛	・医療者への負担を軽減しつつ、確実に脳死疑い患者の家族に対して情報提供が行われるための取組について。(論点③を踏まえた内容) ・関係機関が果たすべき役割や連携のあり方等も含めて、地域における臓器提供体制を強化していくために取り組んできた内容や、今後必要と考えられる取組について。(論点⑤を踏まえた内容)
	名古屋市立大学病院 先進救急災害医学講座 教授 船越 拓	・臓器提供に関する選択肢提示をすることの意義・重要性や、臓器提供に関する選択肢提示が病院として確実に実施されるための取組等について。(論点③を踏まえた内容)
次回以降の臓器移植委員会	臓器提供施設の関係者や移植医療に係る普及啓発活動に取り組んでいる団体等へヒアリングを実施する予定。	